

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

		資料番号	13	担当課	健康増進課
法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	根拠条項	第32条第1項	不利益処分の種類	建物への立入制限等の措置
<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日 法律第114号)</p> <p>第32条第1項 都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合であって、消毒により難しいときは、厚生労働省令で定めるところにより、期間を定めて、当該建物への立入りを制限し、又は禁止することができる。</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年12月28日 厚生省令第99号)</p> <p>第17条 法第三十二条第一項に規定する建物への立入りの制限又は禁止は、対象となる建物の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、適切と認められる方法により行うものとする。</p>					